福島県庁で建築職が活躍する主なフィールド

住宅行政

- ●「<u>県住生活基本計画</u>」に基づき、県民の豊かな住生活の実現に向けて住宅性能の 向上、空き家対策、住宅の防災・減災対策、子育て世帯・移住者等への住宅供 給や助成、高齢者など住宅確保要配慮者への支援を行います。
- ●「県営住宅長寿命化計画」に基づき県営住宅の改修や適正な維持管理を行います。
- ●原子力災害による避難地域の復興を支援するため、ふるさとへの帰還と新規移住 向けの居住環境の整備を進めます。

建築指導行政

- ●安全・安心で秩序あるまちづくりを実現するため、建築基準法に基づく確認・検査や<u>定期報告</u>の受理、建築物の維持管理状況の確認及び改善指導を行います。
- ●耐震改修促進法に基づき不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物や防災拠点建築物、避難路沿道建築物の耐震化に対する指導・助言を行います。
- ●省エネ性能など質の高い住宅を普及促進するため、建築物の省エネ性能の適合性 判定や長期優良住宅の認定を行います。

営繕行政

- ●庁舎や県立高校など県有建築物の新築や改修の設計・工事監理などを行います。
- ●次世代に継承できる質の高い県有建築物「永く生きる建築」を目指し、適正な整備や維持管理を効果的・効率的に進め、県民が安全・安心で快適に利用できる公共空間を創造します。
- ●2050年カーボンニュートラルを目指し、「<u>ZEBガイドライン</u>」や「木造化・木質 化建築ガイドライン」など指針の策定・運用を行います。

まちづくり行政

- ●中心市街地の空洞化や過疎中山間地域の人口減少により、街なかや地域の活力・にぎわいが失われつつあることから、地域特性に配慮した住環境の整備を促進し、個性と魅力ある地域づくりを支援します。
- ●既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、公共の福祉に 寄与する<u>市街地再開発事業</u>等を支援します。